

平成21年6月25日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目3番41号

株式会社 タナベ経営

代表取締役社長 木元仁志

第47回定時株主総会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第47回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第47期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき普通配当30円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更点は次のとおりであります。

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券を発行する旨の定款の定めを削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行いました。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行いました。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けました。
- (4) その他、必要な規定および文言の削除、修正等所要の変更を行いました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p><u>第8条 (株券の発行)</u> <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>第9条 (单元未満株主の売渡請求)</u> <u>单元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すこと (以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p> <p><u>第10条 (单元未満株主の権利制限)</u> 条文省略 (1) 条文省略 (2) 条文省略 (3) 条文省略 (4) 条文省略</p> <p><u>第11条 (株主名簿管理人)</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿および実質株主名簿 (以下「株主名簿等」という。)</u>、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第12条 (株式取扱規程)</u> <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">削 除</p> <p><u>第8条 (单元未満株主の売渡請求)</u> 单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すこと (以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p> <p><u>第9条 (单元未満株主の権利制限)</u> 変更前のとおり (1) 変更前のとおり (2) 変更前のとおり (3) 変更前のとおり (4) 変更前のとおり</p> <p><u>第10条 (株主名簿管理人)</u> 2. 変更前のとおり</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p><u>第11条 (株式取扱規程)</u> 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続き等は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第13条（基準日） 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第14条～第44条 条文省略</p> <p>第45条（期末配当金） 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第46条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第47条 条文省略 新 設 新 設 新 設 新 設</p>	<p>第12条（基準日） 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第43条 変更前のおとり</p> <p>第44条（期末配当金） 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第45条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第46条 変更前のおとり</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案どおり取締役に、長尾吉邦、中東和男の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

「配当金のお支払方法について」

1. 期末配当金につきまして当社は、「期末配当金領収証」によりお支払いすることになります。

この「期末配当金領収証」は、全国のゆうちょ銀行および郵便局の窓口で配当金をお受取りになれるほか、ゆうちょ銀行の貯金口座またはその他銀行の預金口座にご入金できます。

ゆうちょ銀行および郵便局での払渡し期間は、平成21年6月26日（金）から平成21年7月31日（金）まででございますので、お忘れなくお受取りくださいますようお願い申し上げます。

2. 銀行またはゆうちょ銀行の口座振込ご指定の方は、「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封し、ご送付申し上げますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本年から、「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

3. 配当金を銀行またはゆうちょ銀行の口座へお振込みすることができます。お手続きには振込指定書のご提出が必要です。株主名簿管理人に指定書用紙をご請求ください。

以 上